

～重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。



窓口で更新手続きが必要な方は？

- ▶ 令和4年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で令和3年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの(令和4年度の所得等証明書、課税証明書等)をご準備ください。
- ▶ 本人もしくは扶養義務者の令和3年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

■問合せ 役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

6月から 児童手当制度が一部改正 されます

◆現況届の提出が原則「不要」となります

受給者の負担軽減等のため、現況届の提出が原則不要となります。ただし、美浦村から児童手当が支給されているが美浦村に住所がない方など、一部の方につきましては引き続き現況届の提出が必要となります。

◆所得が上限額を超えると、特例給付が受けられなくなります

令和4年6月分(令和4月10月支給分)の手当から、受給者の所得が上限額を超える場合、特例給付(月5,000円の手当)が受けられなくなります。上限額は、扶養親族等の人数によって異なります。

扶養親族等の数	所得上限限度額(手当が支給されなくなる基準額)	
	所得額	収入額の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

詳しくは、6月に送付される通知をご覧ください。



■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 231・232